

# 児童養護施設における施設職員の専門性に関する先行研究の検討

## Examination of Previous Research on the Specialty of Facility Staff in Children's home

崔 敏 奎  
MinGyu CHOI

旭川大学短期大学部幼児教育学科

### Abstract

This paper clarifies the points that have not yet been paid attention to the specialty of facility staff through the examination of previous research on the specialty of facility staff in Children's home and presents it as a future task. Two points are pointed out from the examination of the previous research on the specialty of the staff of the Children's home. First, there is little research on the expertise of facility staff in Children's home. Second, the process of how the expertise of facility staff is formed has not yet been elucidated. Based on these points, in this study, the process of forming the specialty of facility staff is regarded as the process of competence formation, and to clarify the process, it is a "place of practice" from the viewpoint of adult education theory. It presents attention to "In-formal education" in "Daily life".

### 要旨

本稿は、児童養護施設における施設職員の専門性に関する先行研究の検討を通して施設職員の専門性におけるまだ着目されてないところを明らかにし、今後の課題として提示している。児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究の検討から2つを指摘している。第1に、児童養護施設の施設職員の専門性に関する研究が少ないことである。第2に、施設職員の専門性はどのように形成されているのか、そのプロセスはまだ解明されていない。これらの指摘を踏まえて本研究では、児童養護施設の施設職員の専門性の形成のプロセスを力量形成過程として捉え、そのプロセスを明らかにするために欧米の成人教育理論の視点から「実践の場」である「日常」における「インフォーマル・エデュケーション」へ注目することを提示している。

### 1. 問題意識—児童養護施設における子どもたちの特性

児童養護施設は、児童福祉法に基づき、保護者の養育を受けることが出来ない子どもを「子どもの最善の利益」の理念のもとに、保護者に代わって施設職員が子どものための様々な支援を行う児童福祉施設である。

厚生労働省（2020）によると、児童養護施設への養護問題発生理由は「虐待」とされる「放任・

怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」が最も理由として挙げられており（45.2%）、続いて保護者の精神疾患（15.6%）と破産等の経済的理由（4.9%）等が挙げられている<sup>1</sup>。

児童養護施設は、上記の理由から入所した子どもたちが施設職員と共に生活をしている場所であるが、児童養護施設で暮らす子どもたちは、虐待等による心の傷から行動や情緒に問題（坪井裕子，2005）が多く見られ、それによる

様々な「問題行動」を起こすと言われている。

佐藤（2019）は、児童養護施設の入所児童の「問題行動」として『「性的な問題」「人前で自分の性器をいじる」などといった性的なもの、「放火する」「家の外で盗みをする」「家の中で盗みをする」などといった非行、触法のもの、「人に暴力をふるう」「家族や他人の持ち物を壊す」「人をおどす」「器物破壊」「動物を虐待する」「他人に残酷で、いじめたり、いじわるしたりする」といった攻撃性のもの、「酒を飲んだり、病気のためでなく薬を使っている」「わざと自分を傷つけたり、死のうとしたりする」「医学的な原因がみつからない身体的な問題」「家出をする』』ことを挙げており、これらの「問題行動」は、職員が「一人では対応が困難」な行動であることを量的調査から明らかにしている。

これらの「問題行動」は、様々な形で施設環境への影響も及ぼす。稲富・赤間（2021）は、被虐待児と発達障害児の入所による施設環境への影響について、「他児の問題行動の増加、質の変化、生活の乱れやケアの効果が上がりにくい」「児童の集団治癒力の低下、他児の愛情・承認欲求の増加」を他児への影響として挙げている。また、「医療機関や児相等の通院、通所の機会が増えた」「既定の勤務時間内で対応することが困難な場合がある」「職員の疲弊度合いが大きくなった」「通常の日課で対応することが困難な場面がある」ことが職員の負担の増加の影響へつながっていると量的調査から指摘している。

児童養護施設で暮らす子どもたちは、以上のような特性が良くみられるが、施設職員はこのような特性を有している子どもたちに対してどのように支援を行わなければならないのか。つまり、児童養護施設の施設職員に求められる専門性とはなにか。

児童養護施設は、同じ児童福祉施設である保育園等で従事する保育士とはまた違う専門性が求められる（青木幹生・奥典之，2021）。児童養

護施設の保育士や児童指導員といった施設職員は、子どもを深く理解することや、やりがいもある対人支援の専門職ではあるが、職員の心労も多く、それに伴う力量も問われる（厚生労働省，2012）。

虐待等の理由から保護者からの養育を受けることができなく、心に傷を抱えている子どもたちの心や日常生活を支える専門性とは何か。以下、児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究の検討を行う。

## 2. 児童養護施設の職員の専門性に関する先行研究の検討

児童養護施設で暮らす子どもたちの特性に対して施設職員はどのような支援を行わなければならないのか。換言すれば、どのような専門性が求められるのか。

高井・森（2015）は、「虐待経験のある子どもは、その経験がゆえに、人間関係を潤滑に取るのが困難な場合が多く、試し行動が見られたり、言葉や身体による暴力により気を引こうとしたり、気持ちを表現することもある」と指摘しながら「このような子どもに対応する保育士や児童指導員は、それがために専門的な知識と技術、高い倫理観をもって職務にあたる必要性がある」と述べている。

これに関して山口（2019）も「それまでの家庭生活で乱れた子どもの生活リズムや生活習慣の立て直しなど、施設職員には子どもに対して社会生活上の規範やルールを伝えることが期待されている」と述べながら、施設職員の役割とは「進学や学力形成の支援だけではない」と指摘している。

これらの研究では、様々な事情や背景をもっている子どもを十分に理解した上での支援を行うことが施設職員に求められる専門性として捉えているが、子どもの様々な事情や背景を十分踏まえたうえで、より子どもの個人へのアプ

1 その他に、「母の拘禁（37%）」「母の行方不明（26%）」「母の入院（2.3%）」「母の就労（2.2%）」「父の就労（2.1%）」等が養護問題発生理由として挙げられている。詳細な項目については、厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査の結果（平成30年2月1日現在）」を参照。（<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf>）

ローチを重視することが施設職員に求められる専門性として捉えている研究もある。

宮崎・大月（2018）は「施設職員は彼らに施設集団生活への順応を高めさせながらも、彼ら一人ひとりの特性に応じた関りや自立に向けた個別的な課題解決が必要とされている」と述べている。つまり、児童養護施設の子どもたちの「年齢や性別を問わず、子どもの個々のニーズを考慮し、将来を見据えた目標を持った支援」である「オーダーメイドの支援」（谷口，2011）が必要である。

以上の研究に対して、支援における「連携」や「研修制度の確立」の重要性について述べている研究も見られる。

高橋（2011）は「様々な文脈を抱える子どもがともに生きる場である」ことから「教育機関、行政機関、医療機関、地域、家庭など、さまざまな支援基盤が子どもに対して働きかけ」を行うという支援における連携の重要性について言及している。つまり、施設職員における「マネジャー」の役割である。

垂水ら（2009）は、「職員の職場への定着」「児童指導員の仕事のやりがいや充実感」「児童指導員の職務内容の明確化と専門性向上のため」には「研修体制の確立が求められる」と施設職員の専門性における研修制度の確立へ注目をしている。

以上、児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究の検討を行ったが、先行研究の検討から以下の2つを指摘したい。

第1に、児童養護施設の施設職員の専門性に関する今までの研究の数が少ないことである。さらに、数少ない研究の中でも多くが量的調査

からであり、質的調査は極めて少ない。

第2に、今までの児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究では、「子どもの特性を十分理解した上での子ども個人への支援」や「連携」、「研修」といった施設職員が持つべき姿勢やあり方に着目している。これらの研究は大きな意義をもっているが、施設職員に求められる専門性の姿勢といったものは、どのようなプロセスを経て形成されるのか、といった施設職員における専門性の形成のプロセスに着目した研究はなく、そのプロセスはまだ解明されていない。

### 3. 児童養護施設の「施設職員」の力量形成過程における「日常」と「インフォーマル・エデュケーション」への注目

以上、児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究の検討から、①施設職員の専門性に関する研究の数が極めて少ないこと、②先行研究で述べられていた施設職員の専門性というものはどのように形成されるのか、がまだ解明されていないことの2つを指摘した。この中で2つ目の指摘は、高橋・槇石（編）（2015）の対人支援者の専門性形成における研究の視点に立った指摘である。

高橋・槇石らは、欧米の成人教育理論の視点<sup>2</sup>から対人支援者の専門性を明らかにしている。具体的に、対人支援者の専門性は「実践の場における相互作用のなかで形成される」という立場から「インフォーマル・エデュケーション<sup>3</sup>」に注目し、「看護・福祉職」、「子ども・若者支援職」、「社会教育職」<sup>4</sup>の対人支援者の専門性と力量形成、実践コミュニティの変容プロセスを明

2 ここでは、個体主義である〈獲得〉や〈省察〉を通しての成人教育理論の立場ではなく、〈実践コミュニティへの参加〉を通じた成人教育理論の立場をとっている。

3 高橋満・槇石多喜子（編著）は、フォーマル・エデュケーションを「労働の場から離れて、典型的には、学歴資格や職業資格と結びつき、教室の場で行われる組織化された学習」〈獲得としての学習〉というパラダイムにもとづく伝統的な教育、教授学習過程」として説明しており、「ノンフォーマル・エデュケーションとインフォーマル・エデュケーションは多義的である」と指摘した上で「資格に結びつくことのない、意図的で、組織的な教育、具体的には、労働から離れての研修や訓練をノンフォーマル・エデュケーションとして、意図的だが、非組織的なインフォーマル、他の諸活動の副産物として生じる無意図的なインシデンシャル・エデュケーション」としてそれぞれ区別をしている。本稿での「インフォーマル・エデュケーション」は高橋らが整理しているものとして捉える。

らかにしている。筆者も、高橋・槇石らが述べている「対人支援者の専門性は「実践の場における相互作用のなかで形成される」という立場から「実践の場」における「インフォーマル・エデュケーション」に注目して、児童養護施設の施設職員の力量形成過程を解明したい。しかし、まずは以下の2つについて指摘を行いたい。

1つ目は、児童養護施設の施設職員の専門性における「実践の場」をどう捉えるのかである。高橋・槇石らは、対人支援者の専門性は、「実践の場における相互作用のなかで形成される」と述べているが、対人支援者における「実践の場」は、「実践」の「内容」や「対象」が異なるため、当然ながらそれぞれの「実践の場」のとらえ方も異なってくる。では、児童養護施設の施設職員の「実践の場」をどのように捉えることができるのか。楢原(2021)は、「実践コミュニティ」や「実践の場」については意識していないものの児童養護施設の施設職員の専門性を「日常のなかの専門性」として捉えている。具体的に、児童養護施設で暮らす多くの子どもたちは「過去の被虐待経験や極度の貧困生活、施設にいたり親と暮らしていないことなど、社会の多数派とは異なる状況に負い目や引け目を感じ、「自分は普通ではない」「普通でありたい」という感覚をどこかで抱いている」と述べながら、施設職員は、そうした子どもたちに「毎日の生活を通して所属感、自己肯定感、信頼感といった感覚を育てていくことが重要」と指摘し、施設職員の支援の場というのは「毎日の日常生活の場面から生じる」と述べている。つまり、児童養護施設の施設職員は「子どもたちの日常を世話するプロフェッショナル」(森田, 2006)であることから、児童養護施設の施設職員の力量が形成される「実践の場」は、日々施設職員が子どもたちを世話し生活を共有している「日常」として捉えることができる。したがって筆者は、児童養護施設における「実践の

場」である「日常」を「日常」の場面や生活の中から生じる「子どもと施設職員の相互関係性」とそれに伴う「施設職員間の相互関係性」として捉え、その「日常」における「インフォーマル・エデュケーション」がどのような役割を果たしているのかに注目して、施設職員の力量形成過程を明らかにしたい。

2つ目は、本稿で捉えている「日常」における対象者の設定である。本稿では「力量が形成される実践の場」を「子どもと施設職員間の関係性とそれに伴う施設職員間の関係性から成り立つ日常」として捉えている。しかし問題は、ここである施設職員は「誰」なのかである。児童養護施設の施設職員は、施設長、保育士、児童指導員、臨床心理士、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、自立支援コーディネーター、里親支援専門相談員、栄養士や調理員、事務員等、それぞれの分かれており、チームとなって子どもたちの支援を行ってはいるが、その役割や支援の内容はそれぞれ異なる。今までの先行研究では、施設職員の役割が異なる中でどの施設職員に焦点を置いての専門性なのか、をはっきりと区別しないまま論述している研究が見られる。したがって本研究では、どの施設職員に着目するのかを具体的に設定する。本研究の問題意識からすると子どもとの多くの関わりをもつ施設職員に焦点を置きたいが、施設職員の中に「子どもの日常生活」に多く関与している職員は、「保育士」と「児童指導員」である。「保育士」と「児童指導員」は、子どもの登園(校)の支度から子どもたちが生活をしている場所の掃除、子どもと一緒に食事を取る、遊ぶ、勉強するといった朝から夜まで施設内での生活全般の「日常」を保護者の代わりとして担っている。そのため、本研究における施設職員の対象者に子どもと多く関わりを持っている「保育士」と「児童指導員」を設定したい。また「保育士」と「児童指導員」は、制度上としては資格が分かれているが、殆どの児童養護施設の現場では

4 具体的に、看護師、保健師、ソーシャルワーカー、保育者、学童保育・児童館における支援者、青少年施設の職員、図書館司書、博物館職員、公民館職員を対象としている。



子どもの日常生活全般を「保育士」と「児童指導員」が資格区分なしで担っている現状である。そのため本研究では、「保育士」と「児童指導員」を合わせて「」を付けた「施設職員」として表現し、他の施設職員との区別も行う。

#### 4. まとめ：本稿の限界と今後の課題

本稿は、児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究の検討をまとめたものであり、先行研究の検討から以下の2つを指摘している。

第1に、児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究の数は極めて少ないことである。

第2に、今までの児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究では、施設職員が持つべき姿勢やあり方を専門性として捉えており、その専門性はどのように形成されるのかといったプロセスはまだ解明されていない。

以上の先行研究の検討からの指摘を踏まえて本稿では、施設職員の専門性の形成プロセスを力量形成過程として捉え、その力量形成過程を明らかにするために欧米の成人教育理論である「実践の場」における「インフォーマル・エデュケーション」へ注目することを述べた。その上で、以下2つについても述べている。1つ目に、ここでいう「実践の場」を「日常」の場面や生活の中から生じる「子どもと施設職員の相互関係性」とそれに伴う「施設職員間の相互関係性」として捉え、その「日常」における「インフォーマル・エデュケーション」がどのような役割を果たしているのかへ注目して施設職員の力量形成過程を明らかにしたい。2つ目に、本研究では、子どもと「日常」生活を共有する「保育士」と「児童指導員」を「」を付けて「施設職員」として表現し、研究対象者として設定することを述べた。

以下、本稿における限界と今後の課題を示したい。

本稿では、児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究の検討から施設職員の専門性における力量形成過程がまだ解明されていないこ

とを指摘し、「施設職員」の力量形成過程を解明するため、「日常」における「インフォーマル・エデュケーション」へ注目すると述べている。つまり本稿は、児童養護施設の施設職員の専門性に関する先行研究の検討の指摘からまだ解明されていないところへの注目に留まっており、具体的に本稿で注目している「実践の場」と「インフォーマル・エデュケーション」についての理論的検討は不十分である。これが本稿における限界であり、今後の課題でもある。したがって、本研究における今後の課題を2つ挙げたい。

1つ目に、本研究における理論的視点の確立である。本稿で注目する「実践の場」と「インフォーマル・エデュケーション」についての理論的検討を通して本研究における理論的視点を具体的に確立する。

2つ目に、「施設職員」へのインタビュー調査及び分析を行うことである。

以上の2つの課題を今後遂行することにより、児童養護施設における「施設職員」の力量形成過程を明らかにしたい。

#### <謝辞>

本研究はJSPS 科研費JP21K13472の助成を受けたものです。

#### 【参考文献】

- 青木 幹生・奥 典之 (2021)「施設保育士に求められる「保育士の専門性」」, 美作大学・美作大学短期大学部紀要 (66), pp.51-55.
- 稲富 憲朗・赤間 健一 (2021)「児童養護施設における被虐待児、発達障害児の入所が施設環境に及ぼす影響」, 福岡女学院大学紀要 人間関係学部編 (22), pp.31-37.
- 佐藤 ちひろ (2019)「児童養護施設における「問題行動」への対応に関する研究:児童養護施設職員が対応困難であると感じる入所児童の行動について」, 東洋大学人間科学総合研究所紀要 (21), pp.153-165.
- 高井 由起子・森 知子 (2015)「児童養護施設保育士の専門性にかかわる一考察:児童養護施設

- 設職員への保育実習に関するインタビュー調査結果から」, 教育学論究 (7), pp.63-70. 00059512.pdf).
- 高橋 菜穂子 (2011)「ある児童養護施設職員の語りの KJ 法による分析—テキストの重層化プロセスからとらえる実践へのまなざし」, 京都大学大学院教育学研究科紀要 (57), pp.393-405.
- 高橋 満・槇石 多希子 (編著) (2015)『対人支援職者の専門性と学びの空間—看護・福祉・教育職の実践コミュニティ』, 創風社.
- 谷口 純世 (2011)「児童養護施設における子どもへの自立支援」, 愛知淑徳大学論集. 福祉貢献学部篇 (1), pp.107-116.
- 垂水 謙児・野島 靖子・伊藤 わらび (2009)「児童養護施設における児童指導員の専門性に関する研究」, 十文字学園女子大学人間生活学部紀要 = The Jumonji Journal of Human Life Sciences (7), pp.13-31.
- 坪井裕子 (2005)「Child Behavior Checklist/ 4-18 (CBCL) による被虐待児の行動と情緒の特徴—児童養護施設における調査の検討」, 教育心理学研究 53 (1), pp.110-121.
- 楢原 真也 (2021)『児童養護施設で暮らすということ 子どもたちと紡ぐ物語』, 日本評論社.
- 宮崎 正宇・大月 和彦 (2018)「児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践に関する一試案:児童養護施設に着目して」, 文教大学教育学部紀要 = Annual report of the Faculty of Education, Bunkyo University (52), pp.167-175.
- 森田 喜治 (2006)『児童養護施設と被虐待児—施設内心理療法家からの提言』, 創元社.
- 山口 季音 (2019)「児童養護施設の教育に関する一考察:施設職員へのインタビュー調査を通して」, 教育科学セミナー = Educational sciences seminary (50), pp.43-52.
- 厚生労働省 (2012)「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」.  
([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunken/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_youyo/dl/working4.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunken/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_youyo/dl/working4.pdf))
- 厚生労働省 (2020)「児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成 30 年 2 月 1 日現在)」.  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/0>)